



平成29年4月号（第114号）
（平成29年4月28日配信）
市民文化局地域安全推進課

メールニュースかわさき 防犯・交通安全情報

利用登録された皆様へ

ご登録ありがとうございます。

平成20年1月から、市内の防犯・交通安全情報の配信を始めました。

市内における犯罪や交通事故の発生状況などをお知らせし、皆様の防犯・交通安全対策の一助となるよう内容の充実に努めて参りますのでよろしくお願い致します。



防犯情報

● 川崎市内の犯罪発生状況(平成29年3月末 刑法犯認知件数)

区別	認知件数 (H29. 3月末)	前年同期比(件)	増減率(%)
川崎区	510	-86	-14.4
幸区	275	-44	-10.7
中原区	369	+10	+0.4
高津区	242	-20	-22.5
宮前区	195	+17	+17.3
多摩区	246	-19	-15.3
麻生区	142	-30	-16.9
総計	1979	-172	-8.0

*署管内数値の合計です。

(数値は暫定値)

【概要】

川崎市内における平成29年3月末現在の刑法犯認知件数は、
1979件、前年同期比 -172件(-8.0%)
と減少しています。

主な犯罪で減少したのは、

万引き	(231件、前年同期比	-51件)
自転車盗	(621件、前年同期比	-29件)
器物損壊等	(72件、前年同期比	-25件)
オートバイ盗	(70件、前年同期比	-14件)
占有離脱物横領	(62件、前年同期比	-3件)

などで、増加したのは、

振り込め詐欺	(75件、前年同期比	+37件)
自動販売機ねらい	(24件、前年同期比	+18件)
自動車盗	(36件、前年同期比	+16件)
空き巣	(68件、前年同期比	+11件)
車上ねらい	(65件、前年同期比	+3件)

などです。

(数値は暫定値)

県内の犯罪発生状況（平成29年3月末現在の刑法犯認知件数）

	認知件数 (H29. 3月末)	前年同期比(件)	増減率(%)
神奈川県	13,081	-641	-4.7

*数値は暫定値です。

【概要】

神奈川県内における平成29年3月末現在の刑法犯認知件数は、
13,081件、前年同期比-641件（-4.7%）
と減少しました。

主な犯罪で減少したのは、

自転車盗	(2748件、前年同期比	-483件)
万引き	(1647件、前年同期比	-186件)
占有離脱物横領	(290件、前年同期比	-80件)
ひったくり	(69件、前年同期比	-76件)
自動車盗	(211件、前年同期比	-20件)

などで、増加したのは、

振り込め詐欺	(434件、前年同期比	+163件)
部品ねらい	(671件、前年同期比	+105件)
置引き	(427件、前年同期比	+68件)
出店荒し	(262件、前年同期比	+62件)
事務所荒し	(145件、前年同期比	+49件)

などです。

(数値は暫定値)

● 防犯対策について

川崎市内の「自転車盗」の被害は今年3月末までに
621件（前年同期比-29件、-4.5%）

「オートバイ盗」は

70件（前年同期比-14件、-16.7%）

です。

二つの罪種の合計は、全体(1845件)の約37.5%
を占めています。



～被害防止のポイント～

- 自転車・オートバイは、駐輪場など決められた場所に止めましょう。
- ワイヤ錠やU字ロックなどで二重に鍵を掛けましょう。
- 自転車は防犯登録をしましょう。
盗難にあった場合に早期発見に役立ちます。
(自転車を購入した販売店で登録できます。)

《現在、息子(孫)を名乗る詐欺が発生中！ご注意を！》

- 「携帯電話番号が変わった」(アポ電)
- 「カバンをなくした」「今すぐ現金が必要だ」
「代わりの者が取りに行く」と言う電話は詐欺！警察に連絡を！

平成29年3月末現在(暫定値)

	被害件数	被害額
神奈川県	434件	約9億8260万円
川崎市内	75件	約1億2725万円

《最近の情勢》

3月中の1ヶ月間の県内における認知件数は198件、市内における認知件数は25件でした。昨年からの主な手口は、息子の友人や同僚等を装った犯人が、現金を自宅に取りに来たり、区役所等の職員を装い、医療保険や年金の還付金があると騙り、ATM機から入金させるというものです。

「留守番電話」の設定をして、不審な電話には出ないようして下さい。

(犯人は、自分の声が録音されるのを嫌がります。)

※「還付金を名目としただましの電話にご注意を！」

川崎市内で、市役所や区役所の職員を装った者から、「医療費の払い戻しがあります。近くのATMで手続きできますので、携帯電話を持って行ってください。」などと還付金等詐欺の電話が多数かけられています。

「市役所等では、ATMでの手続きをお願いすることはありません。」

「ATMを操作して、還付金を受け取ることはできません。」

このような不審な電話には十分注意してください。



※「臨時給付金などの簡素な給付措置を装う詐欺や個人情報の搾取にご注意！」

「市町村や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることはありません。」

「ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。」

「市町村や厚生労働省などが「臨時給付金(簡素な給付措置)」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。」

「現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。」

《空き巣被害増加中です。ご注意を！》

昨年1年間の川崎市内における「空き巣」の認知件数は、

312件（前年対比+50件）

と増加しました。

さらに、本年3月末現在でも、

68件（前年同期比+11件）

と増加しています。

侵入窃盗のうち、「空き巣」の占める割合が最も多くなっていますので、**油断は禁物**です。

また、「**ダンス預金**」は、空き巣や振り込め詐欺の被害に遭う危険があります。多額の現金を自宅に保管しないようにして下さい。



～被害防止のポイント～

- 戸締まりをしっかりと！
ごみ出しなど、少しの時間でも必ず戸締まりをしましょう。
- 防犯対策をしましょう！
窓ガラスを割って侵入する手口が目立っています。
サッシに補助錠を付れたり、防犯ガラスや防犯フィルムを活用しましょう。
- 留守だと悟られない工夫をしましょう！
郵便受けに新聞や郵便物を溜めないようにしましょう。

【防犯診断を受けてみませんか？】

川崎市では、家庭の防犯対策・防犯意識の向上を図るため、安全・安心まちづくり対策員(警察官OBの経験、知識豊かな職員)が、予約を受けて一戸建て住宅やマンション、アパートなどの共同住宅を訪問し、建物の構造や防犯設備等の状況を診断して、防犯上の指導やアドバイスをを行っています。

診断は無料です。ぜひご利用ください。

- 問い合わせ先 **市民文化局地域安全推進課**
044-200-2284、2285

ひったくり発生中です。ご注意を!!

平成 29 年 3 月末現在

県内 69 件（前年比 -76 件 -52.4%）

市内 20 件（前年比 +2 件 +11.1%）



「まさか自分が・・・」、ひったくり被害に遭われた方のほとんどが話しています。

被害者は、ほとんどが女性で、必ずしも、高齢者ばかりでなく、勤め先や学校から帰宅途中の若い女性も被害に遭っています。

「自分も狙われている。」といった意識を持って、ちょっとした防犯対策を実践することにより、被害に遭遇する可能性が低くなります。

－防犯のポイント－

- ・ バッグ等は車道と**反対側**に持つ
- ・ 遠回りでも**明るく広い道**を利用する
- ・ 自転車の前カゴには**防犯ネット**をつける
- ・ 後方から近づいてくるオートバイ等には注意を払うなど、**常に警戒心**を持つ
- ・ 歩きながらの**携帯メール**や**イヤホン**等は、**やめる**



《痴漢にご注意！》

- 「イヤホン」や「歩きスマホ」はやめましょう！

夜間、帰宅途中の女性に対する痴漢（わいせつ犯罪）が発生しています。特に、「イヤホン」や「歩きスマホ」の女性が狙われるケースが目立っています。やむを得ず一人で帰宅する際には、防犯ブザーを手にして歩くなど、警戒を強めて下さい。

川崎市内・神奈川県内の交通事故発生状況 (平成29年1~3月末)

速報値

区	件数	前年比	死者数	前年比	負傷者数	前年比
川崎区	156	-30	2	+2	178	-38
幸区	101	-7	1	+1	123	-8
中原区	87	+8	0	-2	92	+9
高津区	109	-21	2	+1	128	-25
宮前区	157	+36	1	+1	173	+33
多摩区	119	-23	1	±0	131	-27
麻生区	82	+3	0	±0	99	+5
市内合計	811	-34	7	+3	924	-51
県内合計	6,629	-95	33	+4	7,842	-137

- 川崎市内で平成29年3月末までに発生した人身交通事故は、811件(前年同期比-34件)、怪我をされた方は924人(-51人)です。
- 交通事故により亡くなられた方は
県内では33人(前年同期比+4人)、うち川崎市内は7人(+3人)です。

【3月に川崎市内で発生した交通死亡事故】

- ★ 川崎区下並木において、乗用車と自転車の衝突事故
- ★ 川崎区貝塚において、タクシーと歩行者の衝突事故

※ 注意: 死亡事故が増加しています。

3月末までに亡くなられた方は、7人と昨年比で3人増加しています。

状態別では、自転車3人、歩行者2人、乗用車1人、バイク1人です。

事故の発生を防止するため、家庭や職場、学校などでは交通安全について、お互いに声をかけあいましょう。また、外出時は時間にゆとりをもって出かけましょう。

交通事故は、みんなの笑顔を奪ってしまいます！

一人ひとりが交通ルールを守り

交通事故のない、安全・安心な街かわさきを目指しましょう！

平成29年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて自転車の交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施されます。

自転車も のれば 車のなかまいり

自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は、点検・整備しましょう

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

車道は左側を走行

安全ルールを守ろう!

- × 飲酒運転
- × 傘差し運転
- × 携帯電話
- × ヘッドホン等
- × 並進

九都県市一斉

自転車マナーアップ強化月間

首都圏自転車安全利用対策協議会

5/1月▶31水

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

そうだったのか!

自転車安全利用五則



1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



周囲に自分の存在を知らせるためにも、早め点灯を心掛けましょう。
※ハンドル等にLED、車輪のスポークには反射材をつけると効果的。

5. 子どもはヘルメットを着用

※運転させるときも、補助いす等で同乗させるときも保護者は13歳未満の子どものヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。



やめましょう! ながらスマホ

スマートフォンを使用しながら自転車に乗ると
罰則: 5万円以下の罰金
※都道府県により異なる場合があります。



運転に集中できないだけでなく、周りの様子も目に入りません。
※ヘッドホン、イヤホン等を使用しながら、傘をさしながらの運転も危険です。

本当ですか?

自転車で違反をすると、「安全講習」を受けなきゃならないことがあるって!?

周囲に危険を及ぼすような違反走行をすると指導や取り締まりを受けます。
信号無視や遮断踏切への立ち入り、一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上繰り返して検挙された14歳以上の自転車の運転者には、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。
受講命令に従わないと、5万円以下の罰金

「自転車運転者講習」の受講対象となる危険行為14類型
信号無視・通行禁止違反・歩行者用道路における車道の義務違反(歩道違反)・通行区分違反・路側帯通行時の歩行者の通行妨害・遮断踏切立ち入り・交差点安全進行義務違反等・交差点優先車妨害等・環状交差点安全進行義務違反等・指定場所一時不停止等・歩道通行時の通行方法違反・制動装置(ブレーキ)不良自転車運転・酒酔い運転・安全運転義務違反

自分のため、人のため、保険に加入しましょう

自転車が加害者となる交通事故が少なくありません。高額な賠償義務が発生することも、万が一の事故に備えて、保険に加入しましょう。
たとえば自転車安全整備店で点検・整備(点)を受けた自転車に貼られるTSMマークには保険が付帯されます(有効期間1年)。
※保険会社の各保険にプラスする個人賠償責任特約などもあります。

TSMマーク

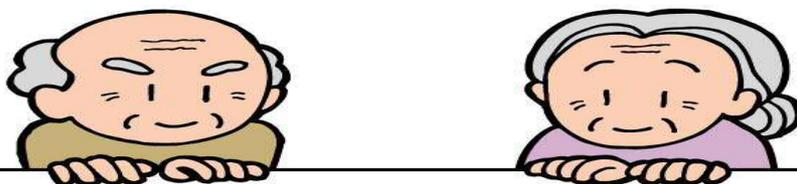
赤マーク
賠償責任特約
5,000万円
(任意)

青マーク
賠償責任特約
1,000万円
(任意)

川崎市(市民文化局地域安全推進課)・川崎市交通安全対策協議会
川崎市川崎区宮本町1 Tel: 044-200-2266

高齢運転者の方へ

運転免許証の自主返納制度の活用を



こんなときは、自主返納の検討を

- ◎ 運転をする必要がなくなった
- ◎ 加齢に伴う機能の低下により、運転に不安を感じる
- ◎ 交通事故を心配する家族から返納を進められた

神奈川県警では、運転免許証を自主的に返納して、運転経歴証明書の交付を受け、この**証明書**を提示すると**特典が受けられるサービス**を実施しています。詳しくは、**神奈川県警察のホームページ**でご確認ください。

改正道路交通法が施行されました。



平成 29 年 3 月 12 日スタート

75 歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反意行為をしたときは、**臨時認知機能検査**を受けなければなりません。そのほか、**臨時適正検査制度の見直し**や**講習の合理化・高度化**が図られます。

交通事故の被害者にも、加害者にもならないように、**自分の体の状態を正しく把握**し、事故防止に努めましょう。

企業・団体等のみなさまへ 運転免許自主返納を応援して下さい

運転免許自主返納の申請は、年々増加傾向です。
平成28年中、市内では **3,948** 件の申請があり、
前年から約 **1,000** 件増加しています（※県警察情報提供）

神奈川県高齢者運転免許 自主返納サポート協議会について

高齢運転者に自主的な運転免許返納
を促進し、**企業・団体等の協力**のもと、
地域ぐるみで高齢運転者の交通事故防
止を支援することを目的としています。



サポート協議会に加盟する企業・団体等は、**自主返納者に提供する特典**について、交通事故防止の支援という趣旨に反しない範囲で、**一企業等につき一つ以上提供**していただきます。

市内企業等の加盟が増えれば、自主返納者への支援となり、更に返納が促進できます。

詳しくは、**神奈川県警察**又は**神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会**のホームページをご確認ください。

二輪車の方はプロテクターを！

市内（平成 28 年中） 二輪運転中の死亡事故 7 件

交通事故を起こさない、交通事故に遭わないようにするため、交通ルール・マナーを遵守することは非常に大事なことです。

しかし、交通事故は日々発生しているのが現実ですので、「明日自分が交通事故の当事者になってしまうかも…」という可能性は否めません。

そこで、万が一の事故に備えるため、次のことを実践しましょう。

プロテクターを着装しましょう。

二輪車死亡事故の負傷部位をみますと、そのほとんどが**頭部**と**胸部**です。

頭部はヘルメットで一定の保護はされていますが、胸部は無防備な人が多いのが現状です。

【 二輪車用プロテクターの一例 ⇒ 】



交差点での事故に注意！

二輪車は、車よりも小さいため、車と並んで走っていても距離が遠くに感じることがあります。

ドライバーの方は特性を理解し、安全を確認しましょう。特に、**交差点での右折と直進の事故**に気をつけましょう。

また、オートバイが車に追突、壁に衝突するなどの事故も発生していますので、**速度を控えめにし安全運転に努め**ましょう。



ハイビームを正しく使って事故防止！



CAUTION!

前照灯は

ハイビームが

基本です！！

道路交通法では通常走行時の前照灯はハイビームが基本で、対向車や前走車がいる場合は、すれ違い用前照灯(ロービーム)に切り替えるよう定めています。

つまり、対向車や前走車の眩惑などを防止する場合などのほかは、ハイビームで走行することが基本となります。

照射距離は…

ハイビーム⇒100メートル

ロービーム⇒40メートル



ロービームですと前方40メートルとなり、ハイビームの半分以下の距離しか照らすことができません。

照らす距離の差は、道路上の障害物や何らかの危険を発見する早さの違いに直結します。また、歩行者も車の接近に早く気が付くことができるメリットがあります。

明るく対向車が多い市街地では、状況に応じてロービームに切り替えるなど、前照灯を正しく使用して、交通事故を防止しましょう！！

速度を落として運転することも忘れずに！



夕暮れ・夜間は要注意!

こんな危険が!!

暗いため、昼間に比べて、いろいろなものが見えづらくなるので「見落とし」が起こりやすくなります。

また、速度感覚は、「景色の流れ方」と深く関係しているため、昼間より速度が出ていても気づきにくくなります。



反射材を着用しましょう!



こんなにも見え方が違います!

実際に道路を歩いている場面で想像すると… (>.<)

★ たとえ一瞬でも、車から早く発見されることで、事故の危険を未然に回避したり、万一事故になった場合にも怪我の程度が軽く済むことが期待できます。

今の時期は夜の時間が長いので、外出の際はぜひ反射材を活用してください!!



車・自転車の方は…

早めのライト点灯を!



★ 早めのライト点灯により、運転に必要な情報を見落とす危険を低減させることができます。また、自己の車両の存在を周囲に知らせることができるので、事故の未然防止にも役立ちます。

●川崎市交通事故相談所

自分がいくら注意していても、交通事故に遭わないという保証はありません。不幸にして交通事故に巻き込まれますと、思いがけない出費や相手方との示談交渉など、いろいろ面倒なことに追われる一方で、基礎的な法律知識などがないために、不利な条件で解決を強いられることも少なくないようです。

市では、高津区役所内に交通事故相談所を常設し、**専門の相談員が交通事故に関する相談に応じています。**

相談は無料です。電話での相談も受け付けています。

相談窓口等

- 相談所の所在地
高津区役所（地域振興課内）… 高津区下作延 2-8-1
- 電話番号
044-861-3141
- 相談日・・・（専門の相談員が対応～予約不要）
月曜日から金曜日までの毎日（祝日を除く）
- 受付時間
午前10時から正午まで 及び 午後1時から午後4時まで
～ 専門相談員による交通事故相談所のホームページ ～
<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000044898.html>



《弁護士による交通事故相談（無料）も実施しています！》

- 相談所の所在地
中原区役所（地域振興課内）・・・中原区小杉町 3-2-45
- 相談日（予約制）
毎月第3火曜日（祝日を除く）午後1時から午後4時まで
（1人30分以内、6人まで）
- 予約方法
電話予約となります。（サンキューコールかわさき）
電話 044-200-3939（先着順）

【掲載担当：川崎市 市民文化局 地域安全推進課 交通安全係】